

# BOI 布告 SME

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ●中小企業（SMEs）事業者の競争力強化策についての投資奨励委員会布告 第7／2556号

前文省略

### 第一項

中小企業（SMEs）への投資奨励策

一・一、SMEs事業における投資奨励付与事業の業種及び要件を以下のよ  
うに定める。

一・一・一、農業商品への付加価値を高める以下の事業。

一・一・一・種、種苗育成、種苗改良。一種苗の研究・開発の要件なし。

一・一・四・種、バイオ肥料、有機肥料、または土壌改良剤の生産。

一・一・五・種、畜産、家畜改良。

一・一・七・種、薫蒸、サイロ事業。

一・一・一〇・種、皮革なめし、加工、または獣毛装飾。

一・一・一一・種、最新技術を使用した食品生産または保存、食品添加物生産（飲  
料水及びアイスクリーム生産は除く）。

一・一・一二・種、植物または動物からの油脂生産。

一・一・一三・種、穀物粉、デクトリン、または澱粉の生産。

一・一・一四・種、最新技術を使った穀物、野菜、果物、花卉の選別、パッキング。

一・一・一五・種、石鹼、シャンプー、歯磨剤、化粧品を含むハーブ製品の生産。

一・一・一六・種、天然ゴム製品の生産。

一・一・一七・種、農業副産物または廃材からの製品生産。

一・一・一九・種、低温倉庫、または低温倉庫及び輸送。

一・一・二〇・種、高度生産技能を使用し、かつ重要なサポーターティング・インダス  
トリーである以下の事業。

二・一・五・種、誘導式炉を使った鋳鉄部品生産。

二・一・六・種、鍛鉄部品生産。

二・一・七・種、非鉄金属の圧延、伸展、鋳造、鍛造。

四・二・種、機械・機器及び部品生産。

四・三・種、金属部品を含めた金属製品生産。

四・四・種、溶融メッキ、または表面塗装、もしくは陽極酸化塗装(Anodize)事  
業。

四・一〇・種、輸送機械部品生産。

四・一九・種、建設または産業用金属構造生産 (Fabrication Industry)、または  
プラットフォーム修繕。

五・一・種、産業用電気機械生産。

五・二・種、電気機械生産。

五・三・種、電気機械向け部品または機器生産。

五・四・種、エレクトロニクス製品生産。

五・五・種、エレクトロニクス部品及び／または機器生産、またはエレクトロ  
ニクス製品向け部品及び／または機器生産。

六・一二種、プラスチック製品、またはプラスチック皮膜製品生産。

六・一五種、パルプまたは紙からの物品生産。

六・一六種、印刷物生産。

一・一・三、創造的な以下の事業。

三・一・三種、布地生産。

三・一・六種、衣料生産。

三・七種、宝石・宝飾品工業に関連する生産事業。

三・一四種、装飾品生産（禁止木材からの製品を除く）。

三・一五種、室内用品または部品生産（禁止木材からの製品を除く）。

五・八種、ソフトウェア事業。

七・二三種、製品デザイン事業。

一・一・四、観光サービス及び支援の以下の事業。

七・三・四種、文化芸術展示センター、または工芸美術センター。

七・四・三種、以下の要件下におけるホテル事業。

-投資第1区、及び第2区、ハジャイ郡、ムアン・チェンマイ郡、フアヒン郡、チャアム郡、コサムイ郡、パンガー県、及びクラビー県内に立地するプロジェクトは投資奨励から外れる。

-客室20室以上で、一部屋あたり200万バーツ以上の投資がある。

七・六種、タイ映画制作、または映画制作事業へのサービス、もしくはマルチメディアサービス事業。

一・二、要件

一・二・一、土地代と回転資金を除く投資額が50万バーツ以上。

一・二・二、タイ国籍を有する自然人が登録資本金の51%以上を保有。

一・二・三、資本対負債比率が1対3以下。

一・二・四、価格1000万バーツ以下の中古機械を輸入し、投資申請プロジェクトで使用することを許可。このとき国内での中古機械価格計算は簿価を使用し、主機械への投資は中古機械の価格の50%以上の割合でなければならない。

一・二・五、投資奨励を受けた事業、受けていない事業を合わせた全事業において、投資申請者は純恒久資産または土地代と回転資金を含まない投資額が2億バーツ以下。

一・三、特典

一・三・一、どの投資区域でも機械輸入税を免除。

一・三・二、土地代と回転資金を含まない投資額の100%の割合で、8年間の法人所得税免除。

一・三・三、仏暦二五四三年八月一日付けの投資委員会布告第1/2543号の原則に基づくその他の特典。

一・四、仏暦二五五七年（西暦二〇一四年）一二月三十一日までに投資申請書を提出しなければならない。

## 第二項

中小企業（SMEs）の生産効率向上のための機械更新投資奨励策

二・一、本奨励策は、投資奨励を受けているかどうかを問わず、既存の事業に適用する。投資奨励を受けていないのであれば、投資奨励委員会が投資奨励付与を布告した業種でなければならない。

二・二、元の投資奨励を受けたプロジェクトは、その法人所得税減免期間が終了した時、または法人所得税免除を受けていないプロジェクトであれば、本奨励策の下での投資奨励を申請することができる。

二・三、土地代と回転資金を除く投資額が50万バーツ以上。

二・四、タイ国籍を有する自然人が登録資本金の51%以上を保有。

二・五、投資奨励を受けた事業、を受けていない事業を合わせた全事業において、投資申請者は純恒久資産または土地代と回転資金を含まない投資額が2億バーツ以下。

二・六、生産効率向上のため既存の生産ラインで使用する自動システム導入など、機械更新投資計画を提出しなければならない。

二・七、以下の特典を付与する。

二・七・一、どの投資区域でも機械輸入税を免除。

二・七・二、土地代と回転資金を含まない投資額の50%の割合で、3年間の法人所得税免除。ここに既存事業の収入からの法人所得税を免除する。

二・七・三、法人所得税免除期間は投資奨励証を受け取った後に収入が生じた日から数える。

二・七・四、投資奨励を受ける者は、国税局の機械更新奨励策と重複して特典の権利を行使できない。

二・八、仏暦二五五七年一二月三十一日までに奨励策を申請し、奨励証の交付日から3年以内に実施を終えなければならない。

ここに仏暦二五五六年一〇月三十一日から

仏暦二五五六年一一月一四日布告

(おわり)